

次世代自動車購入費補助金

問 環境課環境保全係 ☎95-9900

カーボンニュートラルの実現と市内産業の発展のため、次世代自動車の購入を支援します。

対 4月1日以降に新車登録（自動車検査証の発行）され、市税の滞納がない以下に該当する個人又は事業者

▼個人の場合

- ・新車登録日から6か月以上前から引き続き市内に住民票を有し、居住している人
- ・自動車検査証の使用者の欄に記載の住所及び氏名が申請者と同じであること

▼事業者の場合

- ・自らの事業で使用する目的（リース又はレンタルに該当する場合を除く）で次世代自動車を新車で購入したもの
- ・自動車検査証の使用者の欄に記載の住所が補助金の申請をする事業者の事務所又は事業所と同じであること
- ・車両の貸し付け又はリース取引を主たる事業としていないこと

対象車両と補助金の額

対象車両	補助額	
	個人向け	事業用
電気自動車（EV）	5万円/台	20万円/台
燃料電池自動車（FCV）	40万円/台	30万円/台
プラグインハイブリッド自動車（PHV）	10万円/台	10万円/台

注意事項

- ・所有権留保（ローン）による購入も補助対象です。
- ・リース取引による購入は補助対象外です。

国保の加入・脱退は14日以内に届出を

問 国保年金課国保係 ☎95-9891

会社などの健康保険をやめたり、新たな健康保険に加入したときは国保加入・脱退の届け出が必要です。加入の届出が遅れると、国保の加入資格が発生した日（前の健康保険の資格を喪失した日）まで遡って保険税を納めることとなります。また、脱退の届出が遅れると、資格が無くなった後で国保の保険証を使って受診した場合、国保で負担した医療費を返還することとなります。

	こんなとき	届出に必要なもの
加入する	他の市町村から転入した	転出証明書
	職場などの健康保険を脱退した（健保などの被扶養者から外れた）	職場の健康保険をやめた証明書 ※脱退日から14日以内に証明書が届かない場合は、期限内に相談してください。
	生活保護を受けなくなった	保護廃止通知書
脱退する	他の市町村へ転出する	保険証
	職場などの健康保険に加入した（健保などの被扶養者になった）	国保と健保の保険証
	生活保護を受ける	保険証、保護開始通知書
その他	死亡した	保険証、喪主を証明するもの、葬祭費を振込む口座番号の分かるもの
	住所、世帯主、氏名などが変わった	保険証
	世帯が分かれたり、一緒になった	保険証
	修学のため子どもが他の市町村に住む	保険証、在学証明書
	保険証を破損・紛失した	破損した保険証

※全ての手続きにマイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類が必要です。また、マイナンバーカードを持っていない人は、マイナンバーの分かるものと顔写真付身分証明書も持参してください。

▼口座振替に協力してください

国民健康保険税の納付は原則口座振替をお願いしています。加入・変更手続きの際には口座番号の分かるものとその届出印を持参してください。